

2018（平成30）年8月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
法務大臣 上川 陽子 殿
法務省矯正局長 富山 聡 殿
法務省福岡矯正管区長 黒柳 誠 殿

福岡県弁護士会
会長 上田 英 友
福岡県弁護士会北九州部会
部会長 高橋 直 人



福岡拘置所小倉拘置支所建替への予算措置を求める要望書

第1 要望の趣旨

福岡拘置所小倉拘置支所（以下、「小倉拘置支所」という。）の新庁舎建替事業費の予算措置を講じるよう要望する。

第2 要望の理由

1 小倉拘置支所の現地建替への経緯及び現状

- (1) 1995（平成7）年2月、法務省は、当時の小倉刑務所、城野医療刑務所、小倉拘置支所、小倉少年鑑別所を移転し、1か所に集めて同一敷地内で処遇する矯正センターの建設計画（以下、「北九州矯正センター構想」という。）を発表した。

しかし、未決拘禁者と既決囚を同一敷地内で処遇することに対する弁護士会をはじめとする強い反対を受け、2009（平成21）年6月、法務省は北九州矯正センター構想を断念し、小倉拘置支所の現地建替えが決定した。

- (2) 2016（平成28）年10月、小倉拘置支所は、旧庁舎解体のため、北九州医療刑務所敷地内の小倉拘置支所仮庁舎（以下、「仮庁舎」という。）に移転し、旧庁舎の解体は既に完了している。

また、2018（平成30）年5月より旧庁舎解体跡地の埋蔵文化財発掘調

査が実施され、2019（平成31）年1月下旬までに完了する予定である。

2 仮庁舎における運用の問題点

そもそも、拘置所に収容される者は、有罪判決を受けていない未決拘禁者であり、無罪推定の原則の適用を受けるものであるから、未決拘禁者と既決囚を同一に処遇することはあってはならず、両者は分けて処遇されなければならない。

しかしながら、仮庁舎は、北九州医療刑務所の敷地内に設置され、同刑務所の設備を借りる形で運用されており、仮庁舎に収容される未決拘禁者の食事も医療刑務所の受刑者によって調理されたものが出されている。

仮庁舎においては、形式的に刑務所機能と拘置所機能とが分離されているものの、同一敷地内で処遇される以上、物理的・人道的に限界があり、また、一般市民から未決拘禁者と既決囚が混同されるおそれや、未決拘禁者自身が、既決囚と同一の扱いを受けていると感じるおそれも否定できない。

このように、小倉拘置支所の仮庁舎を北九州医療刑務所と同一敷地で運用することは、無罪推定を受けるべき未決拘禁者が、刑事裁判手続きを経ることなく既決囚と同一の処遇を受けるおそれがある点で、人権侵害の疑いがある。

かかる状況は、一時的とはいえ、北九州矯正センター構想と同様の状態が実現しているものであり、このような人権侵害の疑いのある状態は、可能な限り早期に解消されなければならない。

3 結語

以上のとおり、仮庁舎での運用を無用に長期化させることは、それ自体、人権侵害の疑いのある状態を継続させる行為であるため、一刻も早く新庁舎を完成させる必要がある。

そのためには、2019（平成31）年1月の埋蔵文化財発掘調査終了後、直ちに新庁舎の建設に着手する必要があるが、予算措置の遅れによって、徒に人権侵害の疑いのある状態を長期化させることは断じて許されない。

そこで、当会は、小倉拘置支所の新庁舎建設事業費を、速やかに予算として計上するよう要望する次第である。

以上